

財務省告示第七十三号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十年二月十三日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十年三月七日

財務大臣 額賀 福志郎

一 名称及び記

利付国庫債券（物価連動・十年）
（第十四回）

二 発行の根拠

平成十九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に
関する法律（平成十九年法律第
二十五号）第二十一条並びに
特別会計に関する法律（平成十
九年法律第二十三号）第四十六
条第一項、第四十七条及び附則
第七十六条第一項

三 振替法の適

用等
成入社第条九特二関の平
十振十債七第一年別十五すた
三年替三等の十六一第法会十
法律に振替にのの十九九年度
第七十五号。以下
十五号。以下
の規定の適
の振替
機関は日本銀行とする。

四 発行方法

札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あつて、財務大臣が各国債市場
特別参加者ごとに応募限度額を
定めるものによる発行（以下「
債市場特別参加者による発行」
及び「非価格競争入札発行」と
いう。）及び価格

五

方募

入 決 定 の

入 札 発 行 争

口

各 申 込 み の 応 募 額 を 割 り 当 て る 。 各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 各 申 込 の 申 込 額 の 範 囲 内 に お い て 各 申 込 の 申 込 額 を 割 り 当 て る 。 各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 各 申 込 の 申 込 額 の 範 囲 内 に お い て 各 申 込 の 申 込 額 を 割 り 当 て る 。

六

イ 発

入 札 発 行 争 額

額 面 金 額 で 四 千 七 百 三 十 七 億 円 うち 平 成 十 九 年 度 に お け る 財 政 運 営 の た め の 公 債 の 発 行 の 特 例 等 に 関 す る 法 律 第 二 十 一 項 の 例 規 定 に 基 づ き 発 行 し た 利 付 国 債 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し た 利 付 国 債 に つ い て は 、 額 面 金 額 で 千 九 百 十 九 億 九 千 六 百 万 円 、 特 別 会 計 に 関 す る 法 律 第 四 十 六 条 第 一 項

額 の 計 算	想 定 元 金	額 の 計 算	想 定 元 金	発 行 日 の 率	利 率	入 札 行 争	価 格 争	・ 第 一 者	別 加 者	債 場 特 国	行 及 国	争 入 札 行 争	非 格 第 一 者	者 格 第 一 者	特 別 加 者	国 債 場	入 札 行 争	価 格 争	発 行 日	十 一 日	十 一 日	九 日	八 日	最 低 面 金	争 入 札 行 争	非 格 第 一 者	者 格 第 一 者	特 別 加 者				
各 利 子 支 払 期 及 び 償 還 期 限 に お け る 想 定 元 金 額 は、 各 利 子 支 払			年 一 ・ 二 パー セント	一 ・ 二 パー セント													額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円 五 十 銭	額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円 三 十 五	平 成 二 十 年 二 月 十 三 日	す る 。〇	額 の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と	の 記 載 又 は 記 録 は、 最 低 額 面 金	振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	十 万 円								

各
利
子
支
払
期
及
び
償
還
期
限
に
お
け
る
想
定
元
金
額
は、
各
利
子
支
払

年
一
・
二
パー
セント

一
・
二
パー
セント

額
面
金
額
百
円
に
つ
き
百
円
五
十
銭

額
面
金
額
百
円
に
つ
き
百
円
三
十
五

平
成
二
十
年
二
月
十
三
日

す
る
。〇

の
記
載
又
は
記
録
は、
最
低
額
面
金

振
替
法
の
規
定
に
よ
る
振
替
口
座
簿

十
万
円

方法

十五
の経過
払過
込利
込み子

期及び償還期限の属する月の三
 月前の消費者物価指数（総務省
 が小売物価統計（指定統計第三
 十五号）のため全国消費者物
 基づき作成する全国消費者物
 指数のうち生鮮食品を除く総
 指数をいう。以下同じ。）を百
 三で除して得た数（小数点以下
 第三位未満の端数があるとき
 は、これを四捨五入したもの。）
 に額面金額を乗じて得た額とす
 る。額面金額を消費物価指数の
 基準に改定が行われ、改定後の基
 準に基づく消費者物価指数が公
 表された場合には、財務大臣が
 定められた日以降の各利子支払
 び、償還期限における想定元金
 は、財務大臣が定める方法によ
 り算出される数（小数点以下第
 三位未満の端数があるときは、
 これを四捨五入したもの。）に額
 面金額を乗じて得た額とする。
 募入決定の通知を受けた者は、
 払込金額に追加、次の算式によ
 り算出した金額を第二十二号に
 規定する期日に払い込むものと
 する。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.003 \times \frac{1.2}{100}}{6.5} \times 36.5$$

十六 初期利子

平成二十年六月十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十八号において規定する期日について同じ。）。

第十四号の規定により算出された

$$\text{対払期における想定元金額} \times \frac{1.2}{100}$$

$$\times \frac{1}{2}$$

十七 第二期以後の利子

毎年六月十日及び十二月十日を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。

第十四号の規定により算出された

$$\times \frac{1.2}{100} \times \frac{1}{2}$$

十八 償還期限

平成二十九年十二月十日第十四号の規定により算出された償還期限における想定元金額

日本銀行

二十一 払入札参加者

財務大臣から通知を受けた者

二十二 払込期日

平成二十年二月十三日